

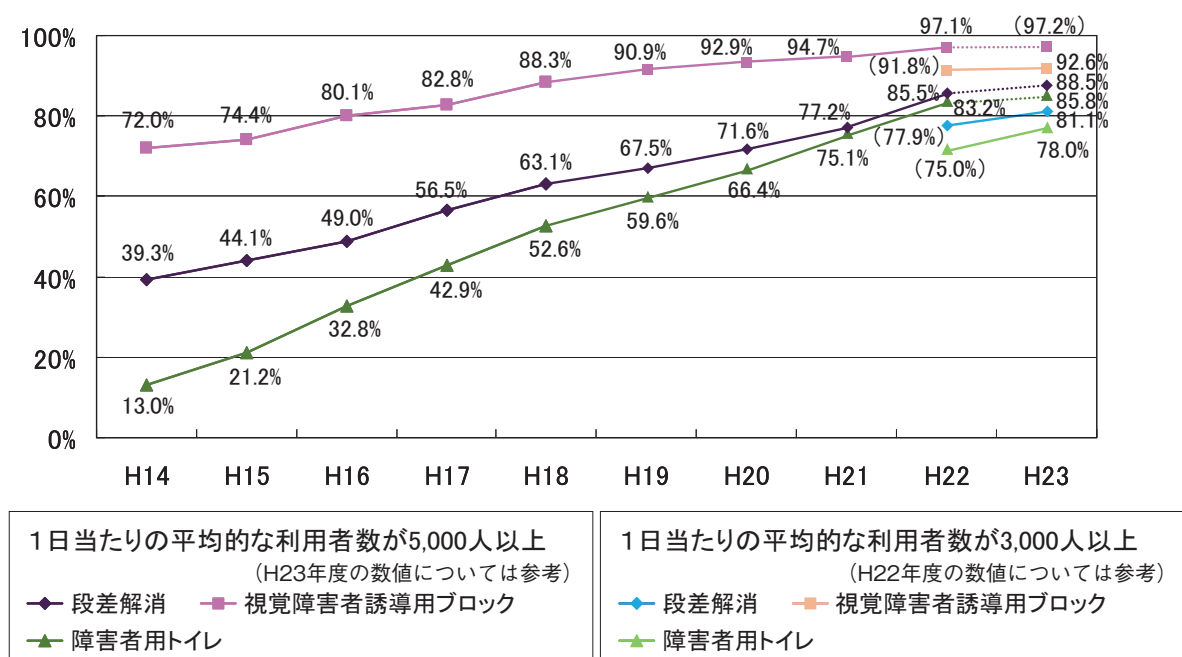
■ 図表2-46 旅客施設のバリアフリー化の状況

	1日当たりの平均利用者数 3,000人以上の 旅客施設数	平成23年度末		1日当たりの平均利用者数3,000人以上かつトイレを設置している旅客施設数	平成23年度末 障害者用トイレ
		段差の解消	視覚障害者誘導用ブロック		
鉄軌道駅	3,442	2,788(81.0%)	3,197(92.9%)	3,223	2,515(78.0%)
バスターミナル	51	41(80.4%)	42(82.4%)	40	25(62.5%)
旅客船ターミナル	15	13(86.7%)	9(60.0%)	14	10(71.4%)
航空旅客ターミナル	28	25(89.3%)	27(96.4%)	28	28(100.0%)

注1：航空旅客ターミナルについてのエレベーター・エスカレーター等の設置は平成13年3月までに100%達成済み。

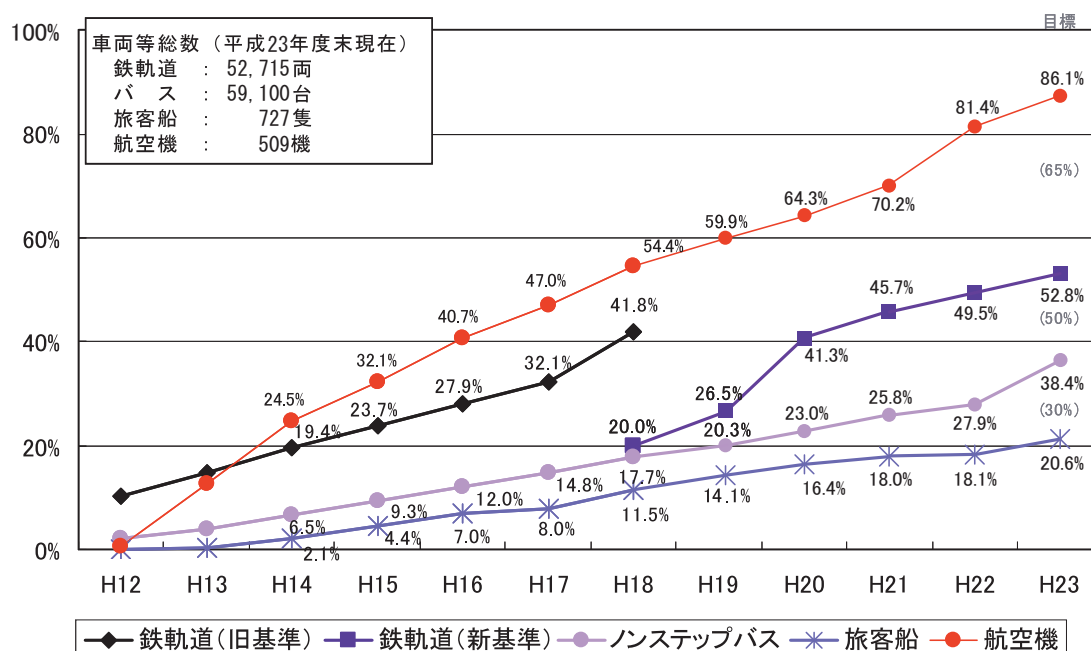
資料：国土交通省

■ 図表2-47 旅客施設におけるバリアフリー化の推移（移動等円滑化実績等報告書による）



資料：国土交通省

■ 図表2-48 車両等におけるバリアフリー化の推移（移動等円滑化実績等報告書による）



(注) バリアフリー法に基づく鉄軌道車両に係る移動等円滑化基準（新基準）では以下の内容が追加となっている。

追加内容：車両内の扉等に車両番号等を文字及び点字により表示すること。

資料：国土交通省

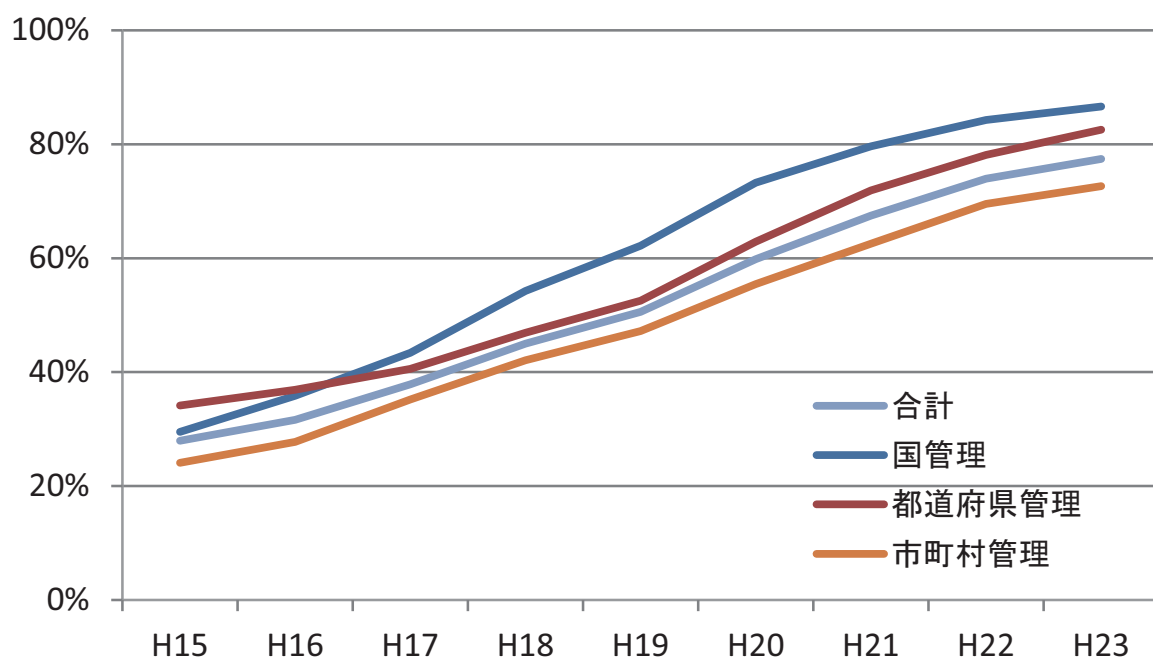
■ 図表2-49 車両等のバリアフリー化の状況

		車両等の総数	平成23年度末移動等円滑化基準に適合している車両等
鉄軌道車両		52,715	27,854(52.8%)
バス	ノンステップバス	46,025	17,661(38.4%)
	リフト付きバス	13,075	438(3.3%)
旅客船		727	150(20.6%)
航空機		509	438(86.1%)

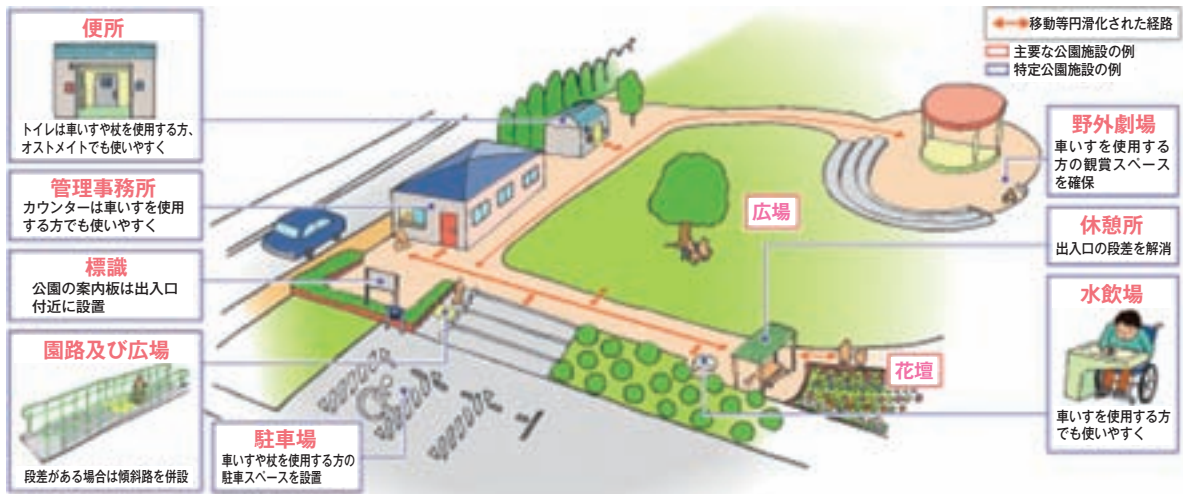
(注)：「移動等円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する移動等円滑化基準への適合をもって算定。

資料：国土交通省

■ 図表2-50 特定道路のバリアフリー化状況



■ 図表2-51 「都市公園移動等円滑化基準」によってバリアフリー化した公園施設の例



オストメイト対応トイレ

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人口膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」と言います。国内には約20万～30万人のオストメイトがいるといわれています。

オストメイトの人は括約筋がないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。このときに、パ

ウチや腹部を洗浄する必要があります。

そのため、シャワー等の特別な設備を備えたトイレが、最近では設置されるようになってきました。オストメイト対応トイレについては、公共交通機関を中心に下図のようなマークが表示されています。



「バリアフリー法」基本方針における目標設定

バリアフリー法に基づく基本方針では、原則平成22年までのバリアフリー化の目標値を設定し施策を推進してきましたが、目標期限が到来したため、これまでの各施設等におけるバリアフリー化の状況等を踏まえ、基本方針を改正し、新たな目標値を設定しました。
(平成23年3月31日告示)

1 旅客施設

平成32年度までに、1日当たりの平均的な利用者の数が3,000人以上の原則としてすべての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、

- (1) 段差の解消
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- (3) 障害者用トイレの設置

等のバリアフリー化を実施します。

鉄軌道駅については、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととします。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービスの低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進します。

2 車両等

平成32年度までに、以下のバリアフリー化を実施します。

車両等の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約52,000	約36,400 (約70%)
乗合バス	ノンステップバス	約35,000 (約70%)
	リフト付きバス等	約2,500 (約25%)
タクシー車両	(約28,000台の福祉タクシーを導入)	
旅客船	約800	約400 (約50%)
航空機	約530	約480 (約90%)

3 道路

平成32年度までに、原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、バリアフリー化を実施します。

4 都市公園

平成32年度までに、以下のバリアフリー化を実施します。

- (1) 園路及び広場 園路及び広場の設置された都市公園のうち、約60%
- (2) 駐車場 駐車場の設置された都市公園のうち、約60%
- (3) 便所 便所の設置された都市公園のうち、約45%

5 路外駐車場

平成32年度までに、特定路外駐車場の約70%についてバリアフリー化を実施します。

6 建築物

平成32年度までに、2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックの約60%についてバリアフリー化を実施します。

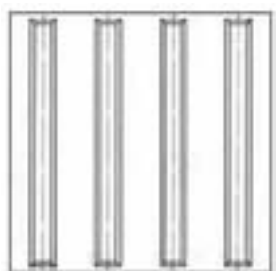
7 信号機等

平成32年度までに、原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路において、バリアフリー対応型信号機等を設置します。

視覚障害者用誘導案内用設備

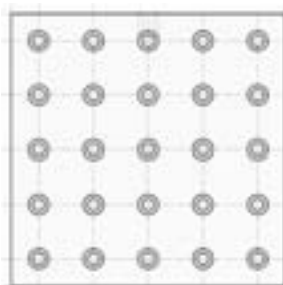
バリアフリー法及び公共交通移動等円滑化基準の施行を契機に改定した「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」において、視覚障害者誘導用ブロックと音案内についてのガイドラインが示されています。

(1) 視覚障害者誘導用ブロック（絵）



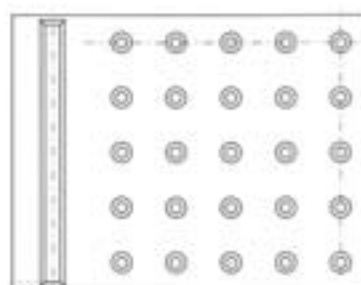
線状ブロック

歩く方向を示すもの。駅構内など誘導を目的とした所に設置される。



点状ブロック

このラインを超えると危険であるなどの注意を示すもの。階段の上り口・下り口、線状ブロックの分岐・屈曲・停止位置などに設置される。



ホーム縁端警告ブロック

ホーム縁端の警告を示すもの。点状ブロックと1本の線状突起で構成され、線状突起のある方がホーム内側になるように設置される。

(2) 音案内（標準的なもの）

- ①改札：「ピン・ポーン」又はこれに類似した音響案内
- ②エスカレーター：「(行き先) (上下方向) エスカレーターです」などの音声案内
- ③トイレ：「向かって右が男子トイレ、左が女子トイレ」などの音声案内
- ④ホームからの階段：鳥の鳴き声を模した音響案内
- ⑤地下鉄の地上出口：「ピン・ポーン」又はこれに類似した音響案内



改札



エスカレーターの音声装置（埋込型）